

一般社団法人日本公衆衛生看護学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会（以下「本法人」という。）と称する。英文では、「Japan Academy of Public Health Nursing」と表記し、略称は「JAPHN」とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、公衆衛生看護の学術的発展と、研究・教育及び活動の向上と推進をめざし、もって国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお、事業の実施にあたっては、さまざまな分野の保健師等の共同により推進する。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌等の発行
- (3) 公衆衛生看護学の研究、公衆衛生看護活動及び保健師活動の推進
- (4) その他本法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

(正会員)

第6条 正会員は、本法人の目的に賛同し、公衆衛生看護に関心を持つ個人であって、理事会の承認を得た者とする。

- 2 正会員は、学会誌に投稿し、学会誌等の配布を受けることができる。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本法人の目的に賛同する個人又

は団体であって、理事会にて承認した者とする。

- 2 賛助会員は、学会誌等の配布を受けることができる。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、公衆衛生看護の発展に多大の寄与をした者の中から理事会で推薦し、社員総会の承認を得た者とする。

- 2 名誉会員は、社員総会に出席し意見を述べることができる。

(入会)

第9条 正会員又は賛助会員として本法人に入会を希望する者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第10条 会員は、所定の会費を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 第12条の規定により退会したとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき又は本法人が解散したとき。
- (4) 第13条の規定により除名されたとき。
- (5) その他法令で規定する事由に該当したとき。

(退会)

第12条 退会を希望する会員は、理事長へ退会届を提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があった場合には、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

第4章 社員

(社員)

第14条 本法人に20名以上の代議員を置く。

2 本法人は、前項の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙は、別に定める規程に基づいて行う。

5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第4項の代議員選挙は、4年に1度別に定める規程に基づいて実施する。又、代議員の任期は選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）ならびに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等）の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第

256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

8 代議員たる正会員が会員資格を喪失するときは代議員の資格も喪失する。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、第14条第2項に定める代議員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、本法人の最高決議機関としての事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(社員総会の開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(社員総会の招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、社員総会の日の1週間前までに、代議員に対してその通知を発しなければならない。ただし、第22条第2項又は第3項に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

3 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会の議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において代議員の中から選出する。

(社員総会の議決権)

第20条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第21条 社員総会の決議は、総代議員の半数以上でありかつ総代議員の議決権の過半数を有する代議員

が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の議決権の代理行使・書面による行使、電磁的方法による行使)

第22条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員は、社員総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

- 2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

- 3 社員総会の決議について、電磁的方法により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は議決権行使を所定の電磁的方法により提出しなければならない。

- 4 前3項の場合における第22条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなし、社員総会の定足数及び議決数に算入する。

(決議・報告の省略)

第23条 理事又は代議員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会の議事録)

第24条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成

する。

- 2 議長及び議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印又は署名し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 3 議事録署名人2名以上は、社員総会において議長が選任する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

- 3 理事のうち2名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は社員総会の決議により、別に定める規程に基づき選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した副理事長の一人がその職務を新理事長の選定まで代理し、その職務を行う。

- 5 前項の事案が理事長に生じた場合には、代理の副理事長は30日以内に理事会を招集して新理事長を選定しなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任者の残任期間とする。

- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 理事又は監事は、第25条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の実任免除等)

第30条 本法人は、理事又は監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の実任免除等)

第31条 役員は無報酬とする。ただし、役員の旅費や会務のために必要な経費は支出することができる。

2 役員の実費及び必要経費に関しては理事会において別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 別段の定めがある場合を除き、細則、規程及び規則等本法人の運営において必要な事項の制定ならびに変更又は廃止
- (6) その他社員総会において理事会に委任された

職務

(招集)

第34条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の開催)

第35条 本法人の理事会はテレビ会議システム、電話会議システム又はインターネットシステムを用いることにより開催することができる。ただし、テレビ会議システムとは隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によるものとし、電話会議システムとは隔地者が音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によるものとし、インターネットシステムとは隔地者がインターネットを介して映像又は音声の送受信により相手の意思を相互に認識しながら通話をすることができる方法によるものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、理事会の決議により議長を選任し、その者がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 議長は、必要に応じ、理事・監事以外の者の会議への出席を求め、報告、意見を聞くことができる。

(決議・報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項につ

いて提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法令に別段の定めのある事項を除く。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員集会

(会員集会の目的)

第40条 会員集会は、本法人運営上の重要事項について会員に周知し、意見交換を行う。

(会員集会の構成)

第41条 会員集会は、正会員をもって組織する。

(会員集会の開催)

第42条 会員集会は、毎年1回開催する。

(会員集会の招集)

第43条 会員集会は理事長が招集する。

第9章 委員会

(委員会の設置等)

第44条 本法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、理事会に対して報告する。
- 3 委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 本法人の事務を処理するため、理事長の定めるところにより、事務局を置くことができる。

- 2 本法人は、理事長の決議により、従たる事務局を必要な地に置くことができる。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事による監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時社員総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款は主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿は主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の旅費及び必要経費等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第49条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 情報公開及び個人情報の保護ならびに公告

(情報公開)

第53条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故、その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第56条 本法人の最初の事業年度は、設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時社員氏名、住所)

第57条 本法人の設立時社員は、次のとおりである。

(住所) (非公開)

(氏名) 佐伯 和子

(住所) (非公開)

(氏名) 麻原きよみ

(住所) (非公開)

(氏名) 鎌田久美子

(設立時の理事・監事)

第58条 本法人の設立時の理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事 麻原きよみ

設立時理事 荒木田美香子

設立時理事 五十嵐千代

設立時理事 大森 純子

設立時理事 岡本 玲子

設立時理事 鎌田久美子

設立時理事 斉藤恵美子

設立時理事 佐伯 和子

設立時理事 佐川きよみ

設立時理事 椎葉 倫代

設立時理事 中板 育美

設立時理事 永田 智子

設立時理事 中村富美子

設立時理事 鳩野 洋子

設立時理事 平野美千代

設立時理事 藤原 啓子

設立時監事 大場 エミ

設立時監事 松田 宣子

(設立時の代表理事)

第59条 本法人の設立時の代表理事は次のとおりとする。

設立時代表理事 佐伯 和子

(設立時の理事の任期)

第60条 本法人の最初の理事の任期は、第27条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(補則)

第61条 従来任意団体「日本公衆衛生看護学会」の会員は、第6条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、法人成立の日をもって、本法人の会員となる。会費は、従前の団体に納めた会費をもって充当する。ただし、法人成立までに本法人の会員とならない旨の意思表示をしたものを除く。

2 この定款の施行後最初の代議員は、従来任意団体「日本公衆衛生看護学会」において評議員として選任されたものとする。

3 従来任意団体「日本公衆衛生看護学会」に属した権利義務の一切は、本法人が承継する。

(附則)

この定款は、平成28年1月22日から施行する(平成28年1月22日臨時社員総会において第26条変更)。

この定款は、平成28年6月5日から施行する（平成28年6月5日社員総会において第11条2変更）。

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 細 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会（以下、「本法人」という）定款第33条第5号に基づき、本法人の運営に必要な次の事項を定める。

(会費)

第2条 本法人の正会員の会費は、年額8,000円とする。

2 正会員のうち、海外在住者の会費は、年額10,500円とする。

3 本法人の賛助会員の会費は、年額1口30,000円とする。

第3条 正会員は会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

(資格喪失)

第4条 会員は会費を2年度分納入しなかったときに資格を喪失する。

(再入会)

第5条 会費を2年度分納付せずに会員の資格を喪失した正会員の再入会にあたっては、再入会時に会費滞納分を納めなければならない。

(学術集會会長・副会長)

第6条 本法人に学術集會会長および副会長を置く。学術集會副会長は、原則として、学術集會会長が教育・研究領域であった場合は実践領域から、実践領域であった場合は教育・研究領域から選出する。実践領域から選出する場合は、原則として、全国保健師長会等から推薦された候補者から選任する。但し、理事会で認められた場合はこの限りでない。

2 学術集會会長および副会長は、理事会の決議により正会員の中から選任する。

3 学術集會会長および副会長の任期は、選任されたときから、当該学術集會の終結するときまでとする。

(学術集會会長・副会長の職務)

第7条 学術集會会長は、次の職務を行う。ただし定

款により、社員総会又は理事会の権限に属するものについてはこの限りでない。

- (1) 学術集會の開催及び運営
- (2) 学術集會企画委員会の委員の選任
- (3) 学術集會の演題の選定

(編集委員会)

第8条 学会誌の編集及び発行を行うために編集委員会を置く。

第9条 編集委員会は、理事2名以上、正会員若干名により組織する。

第10条 編集委員長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。編集委員長の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、連続した再任は2期までとする。

第11条 編集委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第12条 編集委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、連続した再任は2期までとする。

第13条 編集委員会は査読委員を置くことができる。(その他の委員会)

第14条 本法人に次の委員会を置き、各委員会は理事会で選出された委員をもって組織する。

- (1) 学術実践開発委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 研修委員会
- (4) 国際委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 倫理委員会
- (7) 表彰委員会
- (8) 選挙管理委員会

2 前項に規定する委員会のほか、理事会が必要と認めたときは、時限的な委員会を置くことができる。

3 第1項、第2項に規定する委員会の委員長は、各委員会において理事の中から選出する。

4 第1項、第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(細則の改正)

第15条 本細則の改正は、理事会の決議により行う。

2 前項の規定にかかわらず、本細則第2条の改正は社員総会の議決により行う。

(附則)

本法人の最初の編集委員長、編集委員、委員会委員

の任期は、第10条、第12条、第14条第4項の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

この細則は、本法人の成立の日から施行する。

この細則は、平成27年6月7日から施行する（平成27年6月7日理事会において附則追加）。

この細則は、平成28年6月5日から施行する（平成27年6月7日理事会において第4条追加、第5条変更）。

この細則は、平成29年1月20日から施行する（平成29年1月20日理事会において第6条第1項変更）。

（附則）

この細則は、平成29年6月10日から施行する（平成29年6月10日社員総会において第2条変更）。

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 代議員選出規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会の定款第4章第14条の代議員の選出に関し必要な事項を定める。

（選挙管理）

第2条 代議員選出のために選挙管理委員会（以下「選管委」とする）を設置する。選管委は、理事2名と正会員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

2 選管委は次の事業を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 投票用紙の作成・配布・回収
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の告示
- (5) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

3 委員は、理事会において選任する。

（選挙権）

第3条 正会員は選挙権を有する。

- 2 この選挙の選挙人は、選挙実施年の告示により定めた日までに登録されている正会員とする。ただし、告示により定めた日以後、投票までの間に正会員でなくなった者、会費未納者および住所不明者は除くものとする。

（被選挙権）

第4条 この選挙の被選挙人は、会員歴が原則として連続して2年以上の者で、選挙が行われる年の告示により定めた日までに会費を納入していなければならない。

（告示）

第5条 選挙人および被選挙人の名簿は、投票日の1か月前までに告示する。

- 2 告示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

（選挙の時期）

第6条 この選挙は、現代議員の任期終了日の6か月前までに実施しなければならない。

（選挙区）

第7条 この選挙の選挙区は、別表に掲げるとおりとする。

第8条 選挙人が所属する選挙区は、本学会に登録さ

れている選挙人の連絡先の所在地により定める。

第9条 選挙人は連絡先に変更があるときには、選管委が定める期日以前に限り、届け出により連絡先を変更できるものとする。

(定数)

第10条 代議員の定数は、正会員20人に1人の割合とする。ただし、20人に満たないときは、1人とする。

2 選管委は、告示で定めた期日までにその年度の会費を納入している正会員数により選挙区毎の定数を決定し、告示しなければならない。

(任期)

第11条 代議員の任期は、定款第4章第14条により4年とし、再任を妨げない。

(投票)

第12条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

2 この選挙は、原則として郵送により実施する。投票は無記名投票とする。

3 投票は選挙区毎の代議員の定数以内を連記する。

(投票用紙の管理)

第13条 選挙管理委員長は、投票期間中に投票された票を受領し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第14条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に選挙管理委員が行う。

2 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

第15条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

第16条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数のときは、会員歴の長い順とする。

3 当選者が辞退したときは、次の得票数の者を当選とする。

(結果の告示)

第17条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に告示しなければならない。

第18条 代議員は、総会により報告されるものとする。(欠員の補充)

第19条 選挙区毎の代議員の欠員は、補充しない。ただし、代議員総数が半数以下となったときには、欠員となっている選挙区について補充選挙を行う。

2 前項のただし書きの欠員には、代議員の選挙区間の移動によるものは含まないものとする。

(選出規程の変更)

第20条 この選出規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(選挙の疑義)

第21条 代議員の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

(雑則)

第22条 この選挙規程のほか、代議員の選任に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

設立時社員及び定款第61条第2項により代議員となったものの代議員としての任期は、従来の任意団体「日本公衆衛生看護学会」における評議員としての任期と同一とし、3年とする。ただし、3年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

この選出規程は、平成27年6月7日から施行する。

(附則)

この選出規程は、平成29年6月10日から施行する(平成29年6月10日社員総会において第2条の2、第4条、第5条、第5条の2、第10条の2、第17条変更)。

別表

地区	都道府県
北海道	北海道
東北・北関東	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬
南関東	千葉, 埼玉
神奈川・東京	神奈川, 東京
甲信越・東海・北陸	新潟, 長野, 山梨, 静岡, 愛知, 岐阜, 三重, 富山, 石川, 福井
近畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国・四国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州・沖縄	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

一般社団法人日本公衆衛生看護学会
役員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会の定款第6章25条の役員の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理)

第2条 役員選出のために選挙管理委員会（以下「選管委」とする）を設置する。選管委は、理事2名と正会員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

2 選管委は次の事業を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 投票用紙の作成・配布・回収
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の告示
- (5) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項

3 委員は、理事会において選任する。

(選挙権および被選挙権)

第3条 代議員は選挙権および被選挙権を有する。

(告示)

第4条 選挙人および被選挙人の名簿は、投票日の1か月前までに告示する。

2 告示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

(選挙の時期)

第5条 この選挙は、現役員の任期終了日の3か月前までに実施しなければならない。

(役員の種別)

第6条 本会の役員の種別を、以下のとおりとする。

- 当選理事
- 推薦理事
- 監事

(定数)

第7条 理事および監事の定数は以下のとおりとする。

- 当選理事 13人
- 推薦理事 4人以内（理事会により推薦され、社員総会の承認を受けて指名することができる。）
- 監事 2人

第2章 理事選出方法

(適用)

第8条 理事の選出は、代議員の選挙によって行う。

(任期)

第9条 理事の任期は連続して2年とし、連続4期までとする。ただし、監事として連続して役員を務める場合(逆の場合も含む)は、合計6期とする。

(投票)

第10条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

2 この選挙は、原則として郵送により実施する。投票は無記名投票とする。

3 投票は3名の連記とする。

(投票用紙の管理)

第11条 選挙管理委員長は、投票期間中に投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第12条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に、選挙管理委員が行う。

2 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

第13条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

第14条 得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数のときは、会員歴の長い順とする。

3 理事と監事の両方に当選した場合は、理事の当選を優先させるものとする。

(結果の告示)

第15条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に告示しなければならない。

第16条 理事は、総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第17条 理事に欠員が生じたときは、理事選挙における次点者をもって、選挙理事として補充する。

2 前項によって選挙理事を補充したときは、理事長は、速やかにこれを告示する。

(選挙の疑義)

第18条 理事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

第3章 監事選出方法

(適用)

第19条 監事の選出は、代議員の選挙によって行う。

(任期)

第20条 監事の任期は2年とし、連続4期までとする。ただし、理事として連続して役員を務める場合(逆の場合も含む)は、合計6期とする。

(投票)

第21条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。

2 この選挙は、原則として郵送により実施する。投票は無記名投票とする。

3 投票は2名の連記とする。

(投票用紙の管理)

第22条 選挙管理委員長は、投票期間中に投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第23条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に、選挙管理委員が行う。

2 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

第24条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

第25条 得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2 定数に達する順位の方が複数のときは、会員歴の長い順とする。

(結果の告示)

第26条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に告示しなければならない。

第27条 監事は、総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第28条 理事に欠員が生じたときは、理事選挙における次点者をもって、監事として補充する。

2 前項によって監事を補充したときは、理事長

は、速やかにこれを告示する。

(選挙の疑義)

第29条 監事の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

第4章 補則

(選出規程の変更)

第30条 この選出規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(雑則)

第31条 この選出規程のほか、役員の選任に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この選出規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この選出規程は、平成28年1月22日から施行する(平成28年1月22日臨時社員総会において第2条及び第3条変更)。

(附則)

この選出規程は、平成29年6月10日から施行する(平成29年6月10日社員総会において第2条の2、第4条、第4条の2、第15条、第17条の2、第26条、第28条の2変更)。

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 研究倫理審査委員会規程

(前文)

一般社団法人日本公衆衛生看護学会(以下「本学会」という)は、公衆衛生看護の学術的発展と、研究・教育及び活動の向上と推進をめざし、もって国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的としている。公衆衛生看護学の知識と技術の創造における研究の重要性は言うまでもない。

人を対象とした研究において重要なことは、対象者の人権に対する配慮が学問的・社会的利益よりも常に優先されること、対象者の安全が十分に保障されていること、および対象者が研究の目的、方法、安全性に関して十分に説明を受け、よく理解した上で自由な意思で研究に参加していること、などである。

本学会は、学会員が行う人を対象とする研究について、これらの基本的要件を満たすものでなければならぬとの立場にたち、研究対象者の尊厳および人権の尊重、個人情報保護等倫理的観点ならびに科学的観点から審査を実施するために、研究倫理審査委員会(以下「委員会」)を設置し、ここに研究倫理審査委員会規程を定める。

(目的)

第一条 学会員による人を対象とした研究が、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿い、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」ならびに「看護研究における倫理指針(日本看護協会)」を踏まえて、倫理的配慮のもとに行われるかどうかを審査することを目的とする。

(審査の対象)

第二条 研究倫理審査は、学会員が所属する機関に研究倫理審査委員会がない場合等、やむを得ない理由で研究倫理審査を受けることができない場合において、学会員が主たる研究者である研究に限って審査対象となる。

2. 本学会で発表、投稿する予定であることが審査の前提となる。

3. 審査の対象となる研究は、研究実施前の研究を原則とするが、公表のための研究も対象とする。

(委員会の位置づけ)

第三条 研究倫理審査委員会は、倫理委員会内に設置する。

(委員の構成)

第四条 委員は理事長が指名し、任期は3年とするが、再任を妨げない。

2. 委員は、看護・保健・医療分野の専門家7名、看護・保健・医療分野以外の学識経験者2名、内2名以上は非学会員とし、男女両性で構成する。
3. 委員長は委員の互選により選出し、委員長は副委員長を指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故がある時には、副委員長がその職務を代行する。

(審査)

第五条 審査は、「簡易審査」と「通常審査」の2通りとする。

2. 「簡易審査」とは、すでに承認された研究計画の軽微な変更等、倫理的問題が少ないと考えられる研究の審査である。
3. 「通常審査」とは簡易審査の対象となる研究以外の研究の審査である。

(申請の手順)

第六条 申請者は、申請書(様式1, 2)10部を本学会事務局へ「簡易書留」郵送で提出する。

2. 申請書には、研究計画書(またはそれに準ずるもの)、研究対象施設や研究協力者への協力依頼文、施設の研究協力承諾書、協力者の同意書、調査票、インタビューガイド等を添付する。

(審査の判定)

第七条 判定は、「非該当」「承認」「条件付き承認」「不承認」とする。

(簡易審査)

第八条 提出された申請書及び研究計画書について、委員長と副委員長が適当と判断した場合に「簡易審査」の対象とする。

2. 簡易審査の対象ではないと判断された場合には、通常審査で審査される。
3. 委員長と副委員長が協議して審査し、委員長は、簡易審査の判定結果を委員に報告する。

(通常審査)

第九条 通常審査は、「メール審査」と「委員を招集しての審査」の2通りとする。

2. 各委員はメール審査の報告を様式3で行う。
3. 委員長は、メール審査の判定結果を委員に報

告する(様式4)。

4. メール審査で原則として委員の2/3以上の合意が得られない場合には、委員を招集しての審査を行う。
5. 委員を招集しての審査は、過半数の出席がなければ、合意又は議決することができない。
6. 委員を招集しての審査の判定は、合議を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。
7. 委員長が必要と認めた時は、案件ごとに委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審査結果)

第十条 委員長は、審査の結果を、速やかに理事長に提出する(様式5)。

第十一条 理事長は申請者に結果通知を、簡易審査は申請受付日から1ヶ月以内、通常審査は申請受付日から2ヶ月以内に行うものとする(様式6)。

(異議申し立て)

第十二条 異議申し立ては、結果通知(受け取り通知日)から2週間以内とする。申請者は、理事長宛に、具体的な理由を記載した申し立て書(形式自由)と必要書類を送付する。

2. 異議申し立ての審議は、理事会に付託する。理事会は、必要に応じて、委員会や異議申し立て者から意見を聴取し、審議結果を理事長に報告する。
3. 理事長は、報告をもとに申し立てに対する決定を行い、申請者に通知する。

(経費)

第十三条 委員会開催に関して、委員への必要な交通費は実費で支給する。

2. 外部委員には謝礼を支払うが、謝礼の額は学会の規程に準ずる。

(秘密保持)

第十四条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の研究に関する事項を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

2. 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の研究に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

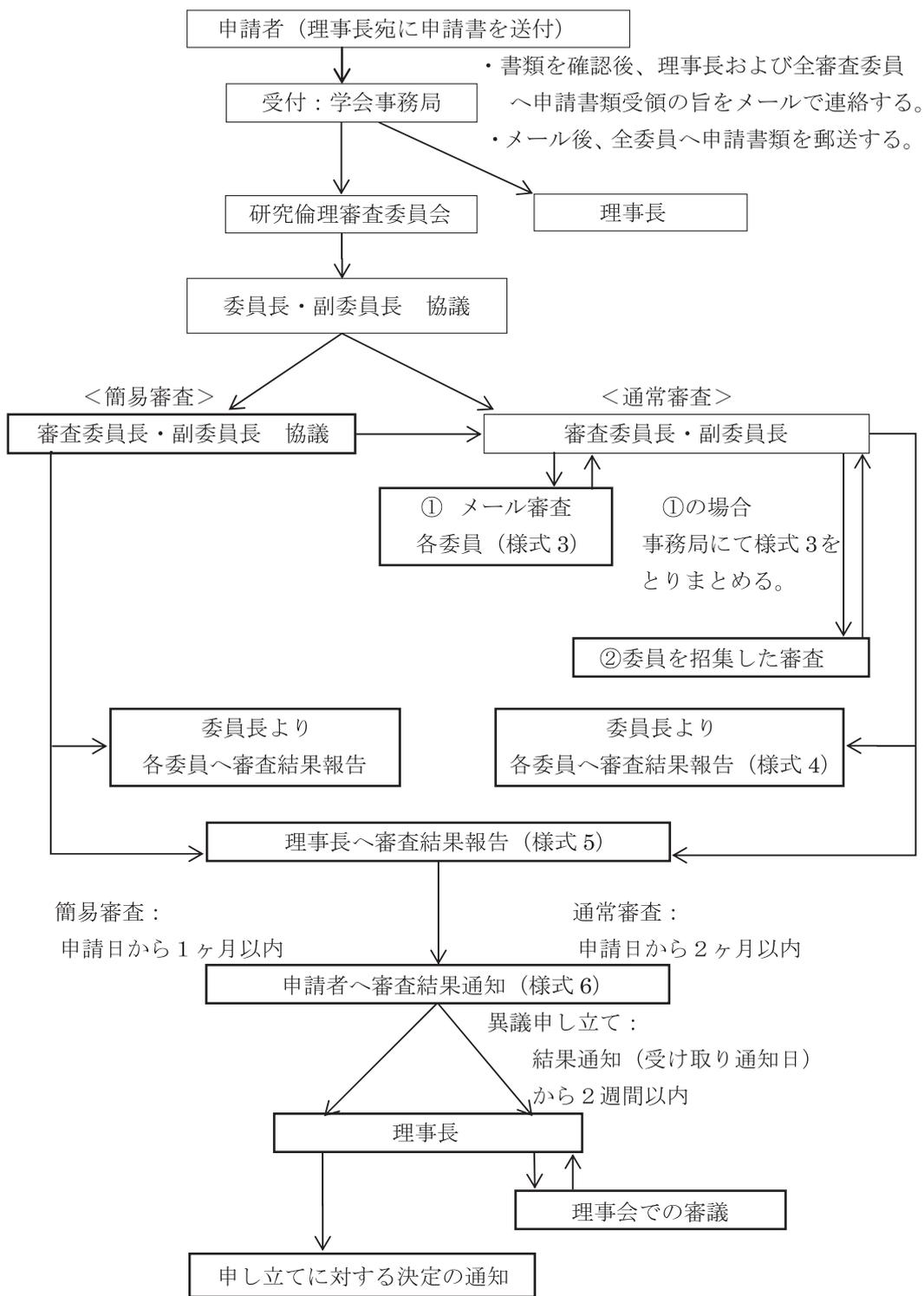
(規程の改定)

第十五条 規程の改定は、理事会の承認を得る。

附則 この規程は、平成26年7月26日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

研究倫理審査の流れ



一般社団法人日本公衆衛生看護学会 編集委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本公衆衛生看護学会定款第44条に基づき、学会誌の編集及び発行を行うことを目的として、編集委員会（以下、「本委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 本委員会は、学会誌「日本公衆衛生看護学会誌」（英文名：Japanese Journal of Public Health Nursing）の編集に関する次の事項を行う。

- (1) 学会誌の編集方針、内容、体裁に関する事項
- (2) 投稿原稿の採否に関する事項
- (3) 学会誌の発行に関する事項
- (4) 投稿規程に関する事項
- (5) その他編集に関する事項

(学会誌の発行)

第3条 学会誌を年3回以上発行する。

(組織)

第4条 本委員会は、編集委員長1名と副委員長1名及び編集委員により構成する。

(編集委員会の開催)

第5条 本委員会は年3回以上開催するとともに、拡大編集委員会を年1回開催する。ただし、必要に応じて委員長の判断で臨時に開催する。

(査読委員)

第6条 本委員会は論文審査のため、専門及び職能を考慮して査読委員を選出し、編集委員長が委嘱する。

2 査読委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

3 編集委員長は、必要に応じて、査読委員以外の適任者に査読を依頼することができる。

(投稿規程)

第7条 投稿規程は本委員会が定め、理事会の承認を得て、学会誌に掲載する。

(評議員会への報告)

第8条 編集委員長は、年1回社員総会において編集状況に関し報告しなければならない。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

(附則)

この規程は、平成24年9月2日から施行する。

この規程の改正は、平成27年4月8日から施行する。

この規程の改正は、平成28年9月25日から施行する。

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 表彰規程

(目的)

第1条 本学会は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会定款第4条の(3)に基づく事業、並びに第8条に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった本法人の正会員を選考し、表彰を行う。

(種類)

第2条 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 優秀論文部門
- (2) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 教育・実践部門
- (3) 日本公衆衛生看護学会 名誉会員
- (4) その他理事会で特に認めた賞

(選考手続き)

第3条 表彰の選考に関する内規は、別に定める。

(候補者選定会議の開催)

第4条 理事長の諮問に応じ、表彰委員会は、第2条の表彰を受ける者の選考に関わる選定会議を開催し、表彰候補者を理事会に推薦する。

(選考の決定)

第5条 選考の決定は、理事会において行う。

(選考結果の公表)

第6条 表彰は、原則として学術集会で行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規程は、平成27年9月27日から施行する。

この規程は、平成29年5月13日から施行する（平成29年5月13日理事会において第6条変更）。

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞選考に関わる細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会表彰規程第1条に基づき、「一般社団法人日本公衆衛生看護学会学術奨励賞」の選考について

定める。

(選考対象)

第2条 優秀論文部門の選考対象は、本学会誌に掲載された論文で選考年の前年2年間に発刊されたものとする。教育・実践部門の選考対象は、選考年度の前年2年間の教育・実践があった者で、所定の申請用紙により応募のあった者とする。なお、活動の申請者は本法人の正会員とする。

(選定会議の開催と候補の選定)

第3条 表彰委員長は、選定会議を開催し、候補者の選定を行う。

- 2 選定会議は、原則、毎年10月に開催する。
- 3 選定会議は、表彰委員長および表彰委員会委員と、その他代議員若干名とする。
- 4 表彰委員長は、優秀論文部門の授賞候補論文の筆頭著者と、教育・実践部門の授賞候補者を理事会に推薦する。

(選考基準)

第4条 各部門の選考は以下のとおりとする。

- 2 優秀論文部門の選考に当たっては、選定会議は日本公衆衛生看護学会誌に掲載された論文について、以下の基準で選考し、授賞候補論文2編以内を選出する。ただし該当する論文がない場合は、その限りではない。
- 3 優秀論文部門の選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 論文の独自性
 - (2) 得られた知見の発展性
 - (3) 論文の一貫性と完成度
 - (4) 論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度
- 4 教育・実践部門の選考に当たっては、選定会議は所定の申請用紙により応募のあったものうち、授賞候補となる本法人の正会員2名または正会員の属する2団体以内を選出する。ただし該当する教育・実践がない場合は、その限りではない。
 - 5 教育・実践部門の選考基準は以下のとおりとする。
 - (1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
 - (2) 活動の先見性
 - (3) 活動の成果
 - (4) 活動の発展性および将来性
 - (5) 活動の波及効果

(手続き)

第5条 選考に必要な庶務は、日本公衆衛生看護学会事務局の所轄事項とする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会において行う。

(附則)

平成27年9月27日制定

一般社団法人日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 優秀論文部門 選考に関する申し合わせ

1. 選考方法

- (1) 当該年度の代議員のうち5名を、論文選考委員として表彰委員会から依頼、評価用紙等を送付する。
- (2) 評議員5名と表彰委員会委員による選考委員が評価基準に基づき評価を行い、候補者の選定を行う。
- (3) 選考委員は、各自該当論文を読み採点を行い、期日までに事務局あて評価結果を返送する。
- (4) 表彰委員会において送付された評価結果を取りまとめ、候補者の最終選定を行い、2編以内を合議により選定する。

2. 論文の選考基準

- (1) 論文の独自性
- (2) 得られた知見の発展性
- (3) 論文の一貫性と完成度
- (4) 論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度

3. 理事会への候補者推薦

- (1) 表彰委員会は、理事会に受賞候補者・候補論文を推薦する。
- (2) 授賞対象者の決定は、理事会において行う。

4. 表彰式

- (1) 学会事務局は、受賞者に連絡し、表彰式への出席を依頼する。
- (2) 本賞は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会学術集会において理事長より賞状を授与する。
- (3) 本賞は、同学術集会において、理事長より副賞2万円を授与する。

5. 記録の保管

選考に係わる審査資料は2年間保管する。

(附則)

平成27年9月27日制定

平成29年1月20日一部改正

平成29年5月13日一部改正

一般社団法人日本公衆衛生看護学会
学術奨励賞 教育・実践部門
選考に関する申し合わせ

1. 候補者の選定

学術奨励賞 教育・実践部門受賞候補者（以下候補者）は、表彰委員会が会員に対して応募を公示する。締め切りは原則、8月末とする。

2. 応募資格

- (1) 一般社団法人日本公衆衛生看護学会の正会員であること（団体の場合は、申請の代表者が本法人正会員であること）
- (2) 選考年度の前年2年間の公衆衛生看護に関する教育・実践の業績があった者

3. 応募方法

- (1) 自薦、他薦を問わず正会員の推薦が必要である。
- (2) 応募書類：推薦者は活動内容を示す指定の応募書類を提出する。なお、応募書類には「成果物」等を添えることができる。
- (3) 応募の宛先：学会事務局

4. 選考方法

以下の選考基準により表彰委員会の合議により、授賞候補となる正会員2名または正会員の属する2団体以内を選定する。

- 1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
- 2) 活動の先見性
- 3) 活動の成果
- 4) 活動の発展性および将来性
- 5) 活動の波及効果

5. 理事会への候補者推薦

表彰委員会は、理事会に受賞候補者・団体を提案する。

授賞対象者は、理事会において決定する。

6. 表彰式

- (1) 学会事務局は、受賞者に連絡し、表彰式への出席を依頼する。
- (2) 本賞は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会学術集会において理事長より賞状を授与する。
- (3) 本賞は、同学術集会において、理事長より副賞2万円を授与する。

7. 記録の保管

選考に係わる審査資料は2年間保管する。

(附則)

平成27年9月27日制定

平成29年1月20日一部改正

平成29年5月13日一部改正